



発行 東京都

目次

67

規則

規則（教）

○職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…（総務局人事部制度企画課）…一

○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則…二

○学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…二

○学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…五

規程（交）

○東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程…六

○東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程…三

規程（水）

○東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…四

○東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程…五

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…五

○東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程…七

通達

○給与条例改正に伴う号給の調整について…（東京都人事委員会）…六

規則

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月十六日

東京都知事 舛添 要 一

●東京都規則第六十九号

職員 の 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

職員 の 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則（昭 和 五 十 四 年 東 京 都 規 則 第 二 十 八 号）の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第三 条 の 四 第 一 項 第 一 号 中「一 万 分 の 六 千 八 百 九 十 七 ・ 五」を「一 万 分 の 八 千 十」に、  
「一 万 分 の 八 千 七 百 四 十 二」を「一 万 分 の 一 万 百 五 十 二」に 改 め、同 項 第 二 号 中「一 万  
分 の 一 万 三 千 五 百」を「一 万 分 の 一 万 六 千」に 改 め、同 項 第 三 号 中「二 万 分 の 一 万 三  
千」を「一 万 分 の 一 万 五 千 五 百」に 改 め、同 項 第 四 号 中「一 万 分 の 六 千 六 十 三」を「一  
万 分 の 七 千 百 九 十 一」に、  
「一 万 分 の 一 万 五 百」を「一 万 分 の 一 万 二 千 五 百」に 改 め、  
同 項 第 五 号 中「二 万 分 の 六 千 二 百 五 十 一」を「一 万 分 の 七 千 三 百 七 十 九」に、  
「一 万 分  
の 九 千 五 百」を「一 万 分 の 一 万 千」に 改 め、同 項 第 六 号 中「一 万 分 の 三 千 八 百 二 十 五」  
を「一 万 分 の 四 千 二 百 七 十 五」に、  
「二 万 分 の 五 千 五 百」を「一 万 分 の 六 千」に 改 め、  
同 項 第 七 号 中「二 万 分 の 二 千 九 百 十 四」を「一 万 分 の 三 千 三 百 八 十 四」に、  
「一 万 分 の  
四 千」を「一 万 分 の 四 千 五 百」に 改 め、同 項 第 八 号 中「一 万 分 の 三 千 八 十」を「一 万 分 の  
三 千 四 百 七 十 八」に、  
「一 万 分 の 三 千 五 百」を「一 万 分 の 四 千」に 改 め る。

附 則

（施 行 期 日 等）

1 この 規 則 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

2 この 規 則 に よ る 改 正 後 の 職 員 の 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則（以 下「改 正 後 の 規 則」とい  
う。）の 規 定 及 び 次 項 の 規 定 は、平 成 二 十 六 年 十 二 月 一 日 か ら 適 用 す る。

（経 過 措 置）

3 改 正 後 の 規 則 第 三 条 の 四 第 一 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、平 成 二 十 六 年 十 二 月 に 支  
給 す る 勤 勉 手 当 に 限 り、同 項 第 一 号 中「一 万 分 の 八 千 十」と 有 る の は「一 万 分 の 九 千  
百 二 十 二 ・ 五」と、  
「一 万 分 の 一 万 百 五 十 二」と 有 る の は「一 万 分 の 一 万 千 五 百 六 十  
二」と、同 項 第 二 号 中「一 万 分 の 一 万 六 千」と 有 る の は「一 万 分 の 一 万 七 千 五 百」と、

同項第三号中「一万分の一万五千五百」とあるのは「一万分の一万七千」と、同項第四号中「一万分の七千九十一」とあるのは「一万分の八千四百十三」と、「一万分の一万二千五百」とあるのは「一万分の一万四千」と、同項第五号中「一万分の七千三百七十九」とあるのは「一万分の八千六百一」と、「一万分の一万」とあるのは「一万分の一万」とあるのは「一万分の一万二千」と、同項第六号中「一万分の四千二百七十五」とあるのは「一万分の四千七百二十五」と、「一万分の六千」とあるのは「一万分の六千五百」と、同項第七号中「一万分の三千三百八十四」とあるのは「一万分の三千八百五十四」と、「一万分の四千五百」とあるのは「一万分の五千」と、同項第八号中「一万分の三千四百七十八」とあるのは「一万分の三千九百四十八」と、「一万分の四千」とあるのは「一万分の四千五百」とする。

**規 則 (教)**

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「一九三、九〇〇円」を「一九四、二〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。
- 3 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の規定に基づいて、日勤講師に支払われた報酬(報酬の内払)

は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十五号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	14,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給10,056円、2号給10,160円、3号給10,263円、4号給10,367円、5号給10,469円、6号給10,577円、7号給10,703円、8号給10,826円、9号給10,951円、10号給11,074円、11号給11,205円、12号給11,343円、13号給11,480円、14号給11,624円、15号給11,776円、16号給11,926円、17号給12,085円、18号給12,250円、19号給12,421円、20号給12,595円、21号給12,760円、22号給12,842円、23号給12,931円、24号給13,026円、25号給13,123円、26号給13,219円、27号給13,316円、28号給13,411円、29号給13,515円、30号給13,612円、31号給13,708円、32号給13,811円、33号給13,915円、34号給14,010円、35号給14,107円、36号給14,209円、37号給14,313円、38号給14,416円、39号給14,520円、40号給14,630円、41号給14,746円	
2 級	18,200円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給12,265円、2号給12,408円、3号給12,559円、4号給12,711円、5号給12,861円、6号給13,013円、7号給13,164円、8号給13,316円、9号給13,466円、10号給13,612円、11号給13,756円、12号給13,906円、13号給14,058円、14号給14,209円、15号給14,361円、16号給14,511円、17号給14,670円、18号給14,828円、19号給14,987円、20号給15,144円、21号給15,296円、22号給15,455円、23号給15,605円、24号給15,763円、25号給15,922円、26号給16,079円、27号給16,231円、28号給16,381円、29号給16,533円、30号給16,684円、31号給16,836円、32号給16,986円、33号給17,138円、34号給17,289円、35号給17,441円、36号給17,591円、37号給17,743円、38号給17,894円、39号給18,046円、40号給18,196円	
3 級	18,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給16,849円、2号給17,001円、3号給17,151円、4号給17,310円、5号給17,468円、6号給17,627円、7号給17,784円、8号給17,943円、9号給18,101円、10号給18,260円、11号給18,416円、12号給18,575円、13号給18,740円	
4 級	19,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給18,493円、2号給18,651円、3号給18,810円、4号給18,966円、5号給19,131円、6号給19,296円	
5 級	20,000円	
6 級	21,900円	

別表第2(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	9,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給8,228円、2号給8,313円、3号給8,397円、4号給8,482円、5号給8,566円、6号給8,662円、7号給8,757円、8号給8,858円、9号給8,960円、10号給9,061円、11号給9,168円、12号給9,281円、13号給9,393円、14号給9,511円、15号給9,635円、16号給9,758円	
2 級	13,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給10,035円、2号給10,152円、3号給10,276円、4号給10,400円、5号給10,523円、6号給10,647円、7号給10,771円、8号給10,895円、9号給11,018円、10号給11,137円、11号給11,255円、12号給11,378円、13号給11,502円、14号給11,626円、15号給11,750円、16号給11,873円、17号給12,003円、18号給12,132円、19号給12,262円、20号給12,391円、21号給12,515円、22号給12,645円、23号給12,768円、24号給12,897円、25号給13,027円、26号給13,156円、27号給13,280円、28号給13,403円、29号給13,527円	
3 級	14,000円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給13,786円、2号給13,910円	
4 級	14,200円	
5 級	14,600円	
6 級	16,000円	

第二条 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を次のように改正する。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	14,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,056 円、2 号給 10,160 円、3 号給 10,263 円、4 号給 10,367 円、5 号給 10,469 円、6 号給 10,587 円、7 号給 10,703 円、8 号給 10,826 円、9 号給 10,951 円、10 号給 11,074 円、11 号給 11,205 円、12 号給 11,343 円、13 号給 11,480 円、14 号給 11,624 円、15 号給 11,776 円、16 号給 11,926 円、17 号給 12,085 円、18 号給 12,250 円、19 号給 12,421 円、20 号給 12,585 円、21 号給 12,760 円、22 号給 12,834 円、23 号給 12,916 円、24 号給 13,007 円、25 号給 13,103 円、26 号給 13,200 円、27 号給 13,295 円、28 号給 13,392 円、29 号給 13,488 円、30 号給 13,576 円、31 号給 13,667 円、32 号給 13,763 円、33 号給 13,860 円、34 号給 13,955 円、35 号給 14,052 円、36 号給 14,148 円、37 号給 14,245 円、38 号給 14,340 円	
2 級	17,900 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 12,265 円、2 号給 12,408 円、3 号給 12,559 円、4 号給 12,711 円、5 号給 12,861 円、6 号給 13,013 円、7 号給 13,164 円、8 号給 13,316 円、9 号給 13,466 円、10 号給 13,612 円、11 号給 13,750 円、12 号給 13,893 円、13 号給 14,038 円、14 号給 14,181 円、15 号給 14,327 円、16 号給 14,471 円、17 号給 14,621 円、18 号給 14,773 円、19 号給 14,924 円、20 号給 15,076 円、21 号給 15,220 円、22 号給 15,372 円、23 号給 15,516 円、24 号給 15,666 円、25 号給 15,818 円、26 号給 15,969 円、27 号給 16,115 円、28 号給 16,258 円、29 号給 16,403 円、30 号給 16,546 円、31 号給 16,692 円、32 号給 16,836 円、33 号給 16,986 円、34 号給 17,138 円、35 号給 17,289 円、36 号給 17,435 円、37 号給 17,578 円、38 号給 17,723 円、39 号給 17,866 円	
3 級	18,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 16,561 円、2 号給 16,711 円、3 号給 16,863 円、4 号給 17,014 円、5 号給 17,166 円、6 号給 17,325 円、7 号給 17,481 円、8 号給 17,640 円、9 号給 17,792 円、10 号給 17,949 円、11 号給 18,108 円、12 号給 18,266 円	
4 級	18,900 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 18,169 円、2 号給 18,328 円、3 号給 18,486 円、4 号給 18,645 円、5 号給 18,801 円	
5 級	19,600 円	
6 級	21,600 円	

別表第2(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	9,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,228円、2号給 8,313円、3号給 8,397円、4号給 8,482円、5号給 8,566円、6号給 8,662円、7号給 8,757円、8号給 8,856円、9号給 8,960円、10号給 9,061円、11号給 9,168円、12号給 9,281円、13号給 9,393円、14号給 9,511円、15号給 9,635円	13,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,035円、2号給 10,152円、3号給 10,276円、4号給 10,400円、5号給 10,523円、6号給 10,647円、7号給 10,771円、8号給 10,895円、9号給 11,018円、10号給 11,137円、11号給 11,250円、12号給 11,367円、13号給 11,486円、14号給 11,603円、15号給 11,722円、16号給 11,840円、17号給 11,963円、18号給 12,087円、19号給 12,211円、20号給 12,335円、21号給 12,453円、22号給 12,577円、23号給 12,695円、24号給 12,818円、25号給 12,942円、26号給 13,066円、27号給 13,185円
2 級	13,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,035円、2号給 10,152円、3号給 10,276円、4号給 10,400円、5号給 10,523円、6号給 10,647円、7号給 10,771円、8号給 10,895円、9号給 11,018円、10号給 11,137円、11号給 11,250円、12号給 11,367円、13号給 11,486円、14号給 11,603円、15号給 11,722円、16号給 11,840円、17号給 11,963円、18号給 12,087円、19号給 12,211円、20号給 12,335円、21号給 12,453円、22号給 12,577円、23号給 12,695円、24号給 12,818円、25号給 12,942円、26号給 13,066円、27号給 13,185円	13,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 13,550円、2号給 13,673円
3 級	13,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 13,550円、2号給 13,673円	14,000円
4 級	14,000円	14,300円
5 級	14,300円	15,700円
6 級	15,700円	

附則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。(内払)
- 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十六号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万三千」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第二号中「一万分の六千六十三」を「一万分の七千九十一」に、「一万分の一万五百」を「一万分の一万二千五百」に改め、同項第三号中「一万分の六千二百五十一」を「一万分の七千三百七十九」に、「一万分の九千五百」を「一万分の一万一千」に改め、同項第四号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第五号中「一万分の二千九百十四」を「一万分の三千三百八十四」に、「一万分の四千」を「一万分の四千五百」に改め、同項第六号中「前五号」を「前各号」に、「一万分の三千八」を「一万分の三千四百七十八」に、「一万分の三千五百」を「一万分の四千」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び次項の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の規則第三条の四第一項の規定の適用については、平成二十六年十二月に支給する勤勉手当に限り、同項第一号中「一万分の一万五千五百」とあるのは「一万分の一万七千」と、同項第二号中「一万分の七千九百九十一」とあるのは「一万分の八千四百十三」と、「一万分の一万二千五百」とあるのは「一万分の一万四千」と、同項第三号中「一万分の七千三百七十九」とあるのは「一万分の八千六百一」と、「一万分の一万二千」とあるのは「一万分の一万二千」と、同項第四号中「一万分の四千二百七十五」とあるのは「一万分の四千七百二十五」と、「一万分の六千」とあるのは「一万分の六千五百」と、同項第五号中「一万分の三千三百八十四」とあるのは「一万分の三千八百五十四」と、「一万分の四千五百」とあるのは「一万分の五千」と、同項第六号中「一万分の三千四百七十八」とあるのは「一万分の三千九百四十八」と、「一万分の四千」とあるのは「一万分の四千五百」とする。

### 規 程 (交)

#### ●交通局規程第五十二号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月十六日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第2条関係)  
交通局企業職員給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	138,600	201,400	225,200	258,900	288,200	501,700
	2	139,700	203,300	227,200	260,900	290,600	516,700
	3	140,800	205,200	229,200	263,000	293,000	525,700
	4	141,900	207,200	231,100	265,200	295,400	534,700
	5	143,000	209,100	233,000	267,300	297,800	
	6	144,100	211,000	234,900	269,400	300,200	
	7	145,200	212,900	236,900	271,600	302,600	
	8	146,300	214,800	238,900	273,800	305,000	
	9	147,400	216,800	240,900	276,000	307,400	
	10	148,500	218,700	242,800	278,200	309,900	
	11	149,600	220,600	244,800	280,400	312,300	
	12	150,700	222,500	246,800	282,600	314,800	
	13	151,800	224,500	248,800	284,800	317,300	
	14	153,200	226,400	250,900	287,100	319,800	
	15	154,600	228,300	252,900	289,400	322,400	
	16	156,000	230,200	255,000	291,700	324,900	
	17	157,500	232,200	257,100	293,900	327,400	
	18	159,700	234,100	259,200	296,200	330,000	
	19	161,900	236,000	261,300	298,500	332,700	
	20	164,200	237,900	263,400	300,700	335,400	
	21	166,500	239,900	265,500	303,000	338,100	
	22	168,500	241,900	267,600	305,300	340,800	
	23	170,500	243,800	269,700	307,700	343,500	
	24	172,500	245,700	271,900	310,100	346,300	
	25	174,500	247,700	274,100	312,400	349,100	
	26	176,600	249,700	276,300	314,700	351,900	
	27	178,600	251,600	278,400	317,100	354,700	
	28	180,700	253,500	280,600	319,500	357,600	
	29	182,700	255,500	282,800	321,900	360,500	
	30	184,800	257,600	285,100	324,300	363,500	
	31	187,000	259,600	287,300	326,700	366,400	
	32	189,200	261,700	289,500	329,100	369,300	
	33	191,500	263,700	291,700	331,500	372,300	
	34	193,700	265,600	293,900	334,100	375,200	
	35	195,800	267,600	296,200	336,600	378,000	
36	197,900	269,500	298,400	339,000	380,800		

37	200,000	271,400	300,600	341,400	383,500
38	202,000	273,200	302,800	343,700	386,100
39	203,900	275,100	305,100	345,900	388,600
40	205,800	277,000	307,300	348,200	391,100
41	207,700	278,800	309,600	350,400	393,600
42	209,600	280,700	311,900	352,600	396,100
43	211,500	282,600	314,300	354,900	398,600
44	213,300	284,400	316,600	357,100	401,100
45	215,100	286,200	318,900	359,300	403,600
46	217,000	288,000	321,100	361,600	406,000
47	218,900	289,900	323,300	363,800	408,400
48	220,700	291,800	325,400	366,000	410,800
49	222,500	293,600	327,500	368,200	413,200
50	224,300	295,500	329,700	370,300	415,600
51	226,100	297,300	331,800	372,500	417,900
52	227,900	299,100	334,000	374,700	420,200
53	229,700	300,900	336,100	376,900	422,400
54	231,500	302,800	338,300	378,900	424,500
55	233,300	304,600	340,500	380,900	426,600
56	235,100	306,400	342,600	382,900	428,600
57	236,900	308,200	344,700	385,000	430,600
58	238,600	310,000	346,800	386,500	432,500
59	240,400	311,700	348,900	387,900	434,400
60	242,100	313,400	350,900	389,300	436,200
61	243,800	315,200	352,900	390,600	438,000
62	245,500	316,800	354,900	392,000	439,500
63	247,300	318,500	356,900	393,400	440,600
64	249,000	320,100	358,800	394,700	441,500
65	250,700	321,700	360,600	396,000	442,400
66	252,500	323,300	362,500	397,300	443,200
67	254,200	324,800	364,400	398,500	444,000
68	255,900	326,400	366,300	399,600	444,700
69	257,600	327,900	368,100	400,700	445,400
70	259,400	329,400	369,400	401,800	446,100
71	261,100	330,900	370,700	402,800	446,800
72	262,800	332,400	371,900	403,800	447,500
73	264,500	334,000	373,100	404,800	448,200
74	266,200	335,500	374,400	405,500	448,900
75	268,000	337,000	375,600	406,300	449,600
76	269,700	338,400	376,800	407,100	450,200



77	271,400	339,800	378,000	407,800	450,800
78	273,100	341,100	378,800	408,400	451,500
79	274,800	342,300	379,700	409,000	452,100
80	276,400	343,500	380,600	409,600	452,700
81	278,000	344,700	381,500	410,200	453,300
82	279,700	345,800	382,400	410,800	453,900
83	281,300	346,900	383,200	411,300	454,500
84	282,900	347,900	384,100	411,800	455,100
85	284,500	348,900	385,000	412,300	455,700
86	286,200	349,800	385,900	412,800	456,300
87	287,800	350,600	386,700	413,300	456,900
88	289,400	351,400	387,500	413,800	457,400
89	291,000	352,200	388,300	414,300	458,000
90	292,500	352,800	388,900	414,900	458,600
91	294,100	353,400	389,400	415,400	459,100
92	295,700	353,900	390,000	415,900	459,600
93	297,200	354,500	390,600	416,300	460,100
94	298,700	355,000	391,200	416,800	460,600
95	300,200	355,600	391,700	417,400	461,100
96	301,700	356,200	392,200	417,900	461,600
97	303,200	356,700	392,700	418,300	462,000
98	304,600	357,200	393,200	418,700	
99	305,900	357,600	393,800	419,200	
100	307,300	358,100	394,300	419,600	
101	308,600	358,600	394,800	420,000	
102	309,900	359,000	395,300	420,500	
103	311,200	359,500	395,900	420,900	
104	312,400	360,000	396,400	421,300	
105	313,600	360,400	396,800	421,700	
106	314,600	360,800	397,300	422,100	
107	315,600	361,200	397,800	422,500	
108	316,600	361,600	398,300	423,000	
109	317,500	362,000	398,800	423,400	
110	318,300	362,400	399,300	423,900	
111	319,100	362,800	399,800	424,300	
112	319,900	363,200	400,300	424,700	
113	320,700	363,600	400,800	425,100	
114	321,200	364,000	401,200	425,600	
115	321,800	364,400	401,700	426,000	
116	322,400	364,800	402,100	426,400	

117	322,900	365,200	402,500	426,800		
118	323,400	365,600	403,000	427,200		
119	323,800	366,000	403,400	427,600		
120	324,200	366,400	403,800	428,000		
121	324,600	366,800	404,200	428,500		
122	325,000	367,100	404,600	428,900		
123	325,400	367,500	405,100	429,300		
124	325,800	367,900	405,500	429,700		
125	326,200	368,300	405,900	430,100		
126	326,600	368,600	406,300			
127	327,000	369,000	406,700			
128	327,400	369,400	407,200			
129	327,800	369,800	407,600			
130	328,200		408,100			
131	328,600		408,500			
132	329,000		408,900			
133	329,400		409,300			
134	329,800		409,700			
135	330,200		410,100			
136	330,600		410,500			
137	331,000		410,900			
138	331,300		411,300			
139	331,700		411,700			
140	332,100		412,100			
141	332,500		412,500			
142	332,800					
143	333,200					
144	333,600					
145	334,000					
146	334,300					
147	334,700					
148	335,100					
149	335,500					
150	335,800					
151	336,200					
152	336,600					
153	337,000					
再任用 職員	201,500	234,100	268,700	286,300	318,000	435,900

備考1 この表は、事務及び技術職員に適用する。

2 1級の29号給を受ける職員のうち、別に定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第二（第2条関係）  
交通局企業職員給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	138,600	201,400	225,200	258,900	288,200
	2	139,700	203,300	227,200	260,900	290,600
	3	140,800	205,200	229,200	263,000	293,000
	4	141,900	207,200	231,100	265,200	295,400
	5	143,000	209,100	233,000	267,300	297,800
	6	144,100	211,000	234,900	269,400	300,200
	7	145,200	212,900	236,900	271,600	302,600
	8	146,300	214,800	238,900	273,800	305,000
	9	147,400	216,800	240,900	276,000	307,400
	10	148,500	218,700	242,800	278,200	309,900
	11	149,600	220,600	244,800	280,400	312,300
	12	150,700	222,500	246,800	282,600	314,800
	13	151,800	224,500	248,800	284,800	317,300
	14	153,200	226,400	250,900	287,100	319,800
	15	154,600	228,300	252,900	289,400	322,400
	16	156,000	230,200	255,000	291,700	324,900
	17	157,500	232,200	257,100	293,900	327,400
	18	159,700	234,100	259,200	296,200	330,000
	19	161,900	236,000	261,300	298,500	332,700
	20	164,200	237,900	263,400	300,700	335,400
	21	166,500	239,900	265,500	303,000	338,100
	22	168,500	241,900	267,600	305,300	340,800
	23	170,500	243,800	269,700	307,700	343,500
	24	172,500	245,700	271,900	310,100	346,300
	25	174,500	247,700	274,100	312,400	349,100
	26	176,600	249,700	276,300	314,700	351,900
	27	178,600	251,600	278,400	317,100	354,700
	28	180,700	253,500	280,600	319,500	357,600
	29	182,700	255,500	282,800	321,900	360,500
	30	184,800	257,600	285,100	324,300	363,500
	31	187,000	259,600	287,300	326,700	366,400
	32	189,200	261,700	289,500	329,100	369,300
	33	191,500	263,700	291,700	331,500	372,300
	34	193,700	265,600	293,900	334,100	375,200
	35	195,800	267,600	296,200	336,600	378,000
36	197,900	269,500	298,400	339,000	380,800	

37	200,000	271,400	300,600	341,400	383,500
38	202,000	273,200	302,800	343,700	386,100
39	203,900	275,100	305,100	345,900	388,600
40	205,800	277,000	307,300	348,200	391,100
41	207,700	278,800	309,600	350,400	393,600
42	209,600	280,700	311,900	352,600	396,100
43	211,500	282,600	314,300	354,900	398,600
44	213,300	284,400	316,600	357,100	401,100
45	215,100	286,200	318,900	359,300	403,600
46	217,000	288,000	321,100	361,600	406,000
47	218,900	289,900	323,300	363,800	408,400
48	220,700	291,800	325,400	366,000	410,800
49	222,500	293,600	327,500	368,200	413,200
50	224,300	295,500	329,700	370,300	415,600
51	226,100	297,300	331,800	372,500	417,900
52	227,900	299,100	334,000	374,700	420,200
53	229,700	300,900	336,100	376,900	422,400
54	231,500	302,800	338,300	378,900	424,500
55	233,300	304,600	340,500	380,900	426,600
56	235,100	306,400	342,600	382,900	428,600
57	236,900	308,200	344,700	385,000	430,600
58	238,600	310,000	346,800	386,500	432,500
59	240,400	311,700	348,900	387,900	434,400
60	242,100	313,400	350,900	389,300	436,200
61	243,800	315,200	352,900	390,600	438,000
62	245,500	316,800	354,900	392,000	439,500
63	247,300	318,500	356,900	393,400	440,600
64	249,000	320,100	358,800	394,700	441,500
65	250,700	321,700	360,600	396,000	442,400
66	252,500	323,300	362,500	397,300	443,200
67	254,200	324,800	364,400	398,500	444,000
68	255,900	326,400	366,300	399,600	444,700
69	257,600	327,900	368,100	400,700	445,400
70	259,400	329,400	369,400	401,800	446,100
71	261,100	330,900	370,700	402,800	446,800
72	262,800	332,400	371,900	403,800	447,500
73	264,500	334,000	373,100	404,800	448,200
74	266,200	335,500	374,400	405,500	448,900
75	268,000	337,000	375,600	406,300	449,600
76	269,700	338,400	376,800	407,100	450,200

77	271,400	339,800	378,000	407,800	450,800
78	273,100	341,100	378,800	408,400	451,500
79	274,800	342,300	379,700	409,000	452,100
80	276,400	343,500	380,600	409,600	452,700
81	278,000	344,700	381,500	410,200	453,300
82	279,700	345,800	382,400	410,800	453,900
83	281,300	346,900	383,200	411,300	454,500
84	282,900	347,900	384,100	411,800	455,100
85	284,500	348,900	385,000	412,300	455,700
86	286,200	349,800	385,900	412,800	456,300
87	287,800	350,600	386,700	413,300	456,900
88	289,400	351,400	387,500	413,800	457,400
89	291,000	352,200	388,300	414,300	458,000
90	292,500	352,800	388,900	414,900	458,600
91	294,100	353,400	389,400	415,400	459,100
92	295,700	353,900	390,000	415,900	459,600
93	297,200	354,500	390,600	416,300	460,100
94	298,700	355,000	391,200	416,800	460,600
95	300,200	355,600	391,700	417,400	461,100
96	301,700	356,200	392,200	417,900	461,600
97	303,200	356,700	392,700	418,300	462,000
98	304,600	357,200	393,200	418,700	
99	305,900	357,600	393,800	419,200	
100	307,300	358,100	394,300	419,600	
101	308,600	358,600	394,800	420,000	
102	309,900	359,000	395,300	420,500	
103	311,200	359,500	395,900	420,900	
104	312,400	360,000	396,400	421,300	
105	313,600	360,400	396,800	421,700	
106	314,600	360,800	397,300	422,100	
107	315,600	361,200	397,800	422,500	
108	316,600	361,600	398,300	423,000	
109	317,500	362,000	398,800	423,400	
110	318,300	362,400	399,300	423,900	
111	319,100	362,800	399,800	424,300	
112	319,900	363,200	400,300	424,700	
113	320,700	363,600	400,800	425,100	
114	321,200	364,000	401,200	425,600	
115	321,800	364,400	401,700	426,000	
116	322,400	364,800	402,100	426,400	

117	322,900	365,200	402,500	426,800	
118	323,400	365,600	403,000	427,200	
119	323,800	366,000	403,400	427,600	
120	324,200	366,400	403,800	428,000	
121	324,600	366,800	404,200	428,500	
122	325,000	367,100	404,600	428,900	
123	325,400	367,500	405,100	429,300	
124	325,800	367,900	405,500	429,700	
125	326,200	368,300	405,900	430,100	
126	326,600	368,600	406,300		
127	327,000	369,000	406,700		
128	327,400	369,400	407,200		
129	327,800	369,800	407,600		
130	328,200		408,100		
131	328,600		408,500		
132	329,000		408,900		
133	329,400		409,300		
134	329,800		409,700		
135	330,200		410,100		
136	330,600		410,500		
137	331,000		410,900		
138	331,300		411,300		
139	331,700		411,700		
140	332,100		412,100		
141	332,500		412,500		
142	332,800				
143	333,200				
144	333,600				
145	334,000				
146	334,300				
147	334,700				
148	335,100				
149	335,500				
150	335,800				
151	336,200				
152	336,600				
153	337,000				
再任用 職員	201,500	234,100	268,700	286,300	318,000

備考 この表は、鉄道事務、運輸事務及び交通技術（運輸）職員に適用する。

別表第三(第2条関係)  
交通局企業職員給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	131,200	196,200	224,000
	2	131,800	198,100	225,900
	3	132,400	200,000	227,900
	4	133,000	202,100	229,900
	5	133,700	204,100	231,900
	6	134,300	206,100	233,900
	7	134,900	208,100	235,900
	8	135,600	210,100	237,900
	9	136,300	212,100	239,900
	10	136,900	214,100	241,900
	11	137,600	216,100	243,900
	12	138,300	218,100	245,900
	13	139,000	220,200	247,900
	14	140,000	222,200	249,900
	15	141,000	224,300	251,900
	16	142,000	226,400	253,900
	17	143,000	228,500	255,900
	18	144,100	230,600	257,900
	19	145,200	232,700	259,900
	20	146,400	234,800	261,900
	21	147,600	236,900	263,900
	22	149,200	239,000	265,900
	23	150,800	241,100	267,900
	24	152,400	243,100	270,000
	25	154,100	245,100	272,000
	26	155,800	247,200	274,000
	27	157,600	249,200	276,000
	28	159,400	251,200	278,000
	29	161,200	253,200	280,100
	30	163,000	255,100	282,100
	31	164,800	257,000	284,100
	32	166,600	258,900	286,100
	33	168,400	260,700	288,200
	34	170,200	262,600	290,200
	35	172,100	264,500	292,200
	36	174,100	266,400	294,300

再任用職員以外の職員

37	176,100	268,200	296,400
38	178,100	270,100	298,500
39	180,100	272,000	300,600
40	182,100	273,900	302,700
41	184,100	275,700	304,900
42	185,700	277,600	307,000
43	187,700	279,500	309,100
44	189,500	281,300	311,100
45	191,500	283,100	313,100
46	193,700	285,000	315,100
47	195,800	286,900	317,100
48	197,900	288,700	319,100
49	200,000	290,500	320,900
50	202,000	292,400	322,900
51	203,900	294,200	324,800
52	205,800	296,100	326,700
53	207,700	297,900	328,600
54	209,600	299,700	330,400
55	211,500	301,400	332,200
56	213,300	303,100	334,100
57	215,100	304,800	335,900
58	217,000	306,400	337,600
59	218,900	308,000	339,300
60	220,700	309,600	341,000
61	222,500	311,200	342,700
62	224,300	312,800	344,400
63	226,100	314,300	346,000
64	227,900	315,800	347,600
65	229,700	317,300	349,200
66	231,500	318,700	350,800
67	233,300	320,100	352,400
68	235,100	321,400	354,000
69	236,900	322,700	355,500
70	238,600	323,900	356,900
71	240,400	325,100	358,300
72	242,100	326,300	359,700
73	243,800	327,500	360,900
74	245,500	328,600	362,100
75	247,300	329,700	363,100
76	249,000	330,800	364,200



77	250,700	331,900	365,300
78	252,500	332,900	366,300
79	254,200	334,000	367,300
80	255,900	335,000	368,300
81	257,600	336,000	369,200
82	259,400	337,000	370,100
83	261,100	338,000	371,000
84	262,800	338,900	371,900
85	264,500	339,800	372,700
86	266,200	340,600	373,500
87	268,000	341,400	374,300
88	269,700	342,200	375,100
89	271,400	343,000	375,900
90	273,100	343,800	376,600
91	274,800	344,500	377,200
92	276,400	345,200	377,800
93	278,100	345,900	378,400
94	279,800	346,600	379,000
95	281,600	347,300	379,500
96	283,100	348,000	380,000
97	284,700	348,600	380,500
98	286,200	349,200	381,000
99	287,900	349,800	381,500
100	289,500	350,400	382,000
101	291,200	351,000	382,500
102	292,700	351,600	383,000
103	294,100	352,200	383,500
104	295,700	352,700	384,000
105	297,100	353,200	384,500
106	298,300	353,700	385,000
107	299,500	354,200	385,500
108	300,700	354,700	385,900
109	301,900	355,100	386,300
110	303,000	355,600	386,800
111	304,100	356,100	387,300
112	305,200	356,600	387,700
113	306,300	357,000	388,100
114	307,300	357,500	388,600
115	308,300	358,000	389,100
116	309,200	358,500	389,500

117	310,100	358,900	389,900
118	310,800	359,400	390,400
119	311,500	359,900	390,900
120	312,200	360,300	391,300
121	312,900	360,700	391,700
122	313,500	361,200	392,200
123	314,100	361,700	392,700
124	314,600	362,100	393,100
125	315,100	362,500	393,500
126	315,700	363,000	394,000
127	316,200	363,500	394,400
128	316,700	363,900	394,800
129	317,200	364,300	395,200
130	317,700	364,800	395,700
131	318,200	365,300	396,100
132	318,700	365,700	396,500
133	319,200	366,100	396,900
134	319,700	366,600	397,400
135	320,200	367,000	397,800
136	320,700	367,400	398,200
137	321,100	367,800	398,600
138	321,600	368,200	399,100
139	322,100	368,600	399,500
140	322,500	369,000	399,900
141	322,900	369,400	400,300
142	323,400		400,800
143	323,900		401,200
144	324,300		401,600
145	324,700		402,000
146	325,200		402,500
147	325,700		402,900
148	326,100		403,300
149	326,500		403,700
150	327,000		404,200
151	327,500		404,600
152	327,900		405,000
153	328,300		405,400
154	328,800		405,900
155	329,200		406,300
156	329,700		406,700

	157	330,100		407,100
	158	330,600		
	159	331,100		
	160	331,500		
	161	331,900		
	162	332,400		
	163	332,900		
	164	333,300		
	165	333,700		
再任用 職員		211,400	225,900	—

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第14条に規定する職員を除く。

別表第三の二(第2条関係)  
交通局企業職員給料表(三)の二

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	118,100	176,600	201,600
	2	118,600	178,300	203,300
	3	119,200	180,000	205,100
	4	119,700	181,900	206,900
	5	120,300	183,700	208,700
	6	120,900	185,500	210,500
	7	121,400	187,300	212,300
	8	122,000	189,100	214,100
	9	122,700	190,900	215,900
	10	123,200	192,700	217,700
	11	123,800	194,500	219,500
	12	124,500	196,300	221,300
	13	125,100	198,200	223,100
	14	126,000	200,000	224,900
	15	126,900	201,900	226,700
	16	127,800	203,800	228,500
	17	128,700	205,700	230,300
	18	129,700	207,500	232,100
	19	130,700	209,400	233,900
	20	131,800	211,300	235,700
	21	132,800	213,200	237,500
	22	134,300	215,100	239,300
	23	135,700	217,000	241,100
	24	137,200	218,800	243,000
	25	138,700	220,600	244,800
	26	140,200	222,500	246,600
	27	141,800	224,300	248,400
	28	143,500	226,100	250,200
	29	145,100	227,900	252,100
	30	146,700	229,600	253,900
	31	148,300	231,300	255,700
	32	149,900	233,000	257,500
	33	151,600	234,600	259,400
	34	153,200	236,300	261,200
	35	154,900	238,100	263,000
36	156,700	239,800	264,900	